

# ブラジル知的財産ニュース（月報）

Vol.111（2026年1月分）

2026年2月3日発行

日付	2026年1月5日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	司法公安省	※公的機関による発表	YES	NO
タイトル	統合、デジタル環境における監視、予防が国家海賊版対策計画の指針に			
リンク	<a href="https://www.gov.br/mj/pt-br/assuntos/noticias/integracao-fiscalizacao-no-ambiente-digital-e-prevencao-vao-nortear-o-plano-nacional-de-combate-a-pirataria">https://www.gov.br/mj/pt-br/assuntos/noticias/integracao-fiscalizacao-no-ambiente-digital-e-prevencao-vao-nortear-o-plano-nacional-de-combate-a-pirataria</a>			
要約	<p>司法公安省消費者庁（Senacor）に属する全国海賊版・知的財産権侵害対策評議会（CNCP）は、2026～2029年を対象とする四力年計画の基本方針を定めた。CNCPの2026年に向けた主要な焦点の1つは、海賊版行為に関連する取締りを中心に、評議会を構成する各機関・省庁・団体の人員体制を統合することにある。特に、食品、医薬品、栄養補助食品、飲料、農薬分野が優先対象とされており、さらにデジタル環境における海賊版対策及び消費者の役割強化も重点項目に含まれている。CNCPの実行手段は、2026～2029年を対象とした国家海賊版対策計画（PNCP）に取りまとめられており、同計画では国家公安局（Senasp）との連携により、まずオペレーション・デスクの設置を通じて人員統合を図ることとしている。このPNCP2026～2029では、製品のトレーサビリティ促進を含む予防的取組みが中心的役割を担う。また、2025年以降強化されてきたデジタル環境における組織犯罪</p>			

	対策を背景に、司法公安省全国デジタル権利局 (Sedigi) が CNCP と共に、バーチャル海賊版対策戦略を最新化するために電子商取引プラットフォームとの対話に参画することが示された。
--	---

日付	2026年1月6日		
分野	特許関連	商標関連	意匠関連
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連
出典	ブラジル産業財産庁 (INPI)	※公的機関による発表	YES
タイトル	産業財産官報第2,870号通告セクションの要旨 商標の優先審理案件公表方法の変更、INPI 奨学生公募の取消し		
リンク	<a href="https://revistas.inpi.gov.br/pdf/Comunicados2870.pdf">https://revistas.inpi.gov.br/pdf/Comunicados2870.pdf</a>		
要約	<p>産業財産官報 (RPI) 第2,870号では、以下の事項が通告された。</p> <p>① 商標の優先審理に関する公表方法の変更点として、2026年1月13日発行予定のRPI第2,871号以降、従来の通告セクションでの一括掲載を終了し、今後は「商標の優先審理」専用章において公表する旨の通告。</p> <p>② INPI 奨学生公募の取消しに関する通告。</p>		

日付	2025年1月8日		
分野	特許関連	商標関連	意匠関連
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連
出典	ブラジル産業財産庁 (INPI)	※公的機関による発表	YES
タイトル	INPI、MDICとブラジルにおける産業財産の進展と課題を協議		
リンク	<a href="https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-de-conteudo/noticias/inpi-e-mdic-tratam-de-avancos-e-desafios-da-propriedade-industrial-no-brasil">https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-de-conteudo/noticias/inpi-e-mdic-tratam-de-avancos-e-desafios-da-propriedade-industrial-no-brasil</a>		
要約	ブラジル産業財産庁 (INPI) は1月8日、開発商工サービス省 (MDIC) の Pedro Ivo 競争力・規制政策担当局長を迎え、Júlio César Moreira 長官及び同庁の幹部らと会合を行った。会合では、2025年までにINPIが達成した主な成果と、2026年に向けた課題が提示された。特許と商標を中心とす		

	る審査部門の状況や、社会に提供されるサービスの効率向上を目的とした進行中のプロジェクトについて説明が行われた。紹介された主な取組みには、人工知能を活用した出願システム「e-Patentes 4.0」、特許審査フローの自動化、人工知能を用いた商標登録出願、商標及び地理的表示の偽造防止プログラムが含まれる。また、過去 10 年間に生じた職員流出への対応として、新規採用試験の実施、キャリア制度の見直しなど、INPI の人員体制再構築に関する構造的課題についても議論が行われた。
--	---

日付	2025 年 1 月 8 日		
分野	特許関連	商標関連	意匠関連
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連
出典	ブラジル産業財産庁 (INPI)	※公的機関による発表	YES <input checked="" type="checkbox"/> NO <input type="checkbox"/>
タイトル	意匠マニュアル、優先権審査に関する新たな指針を追加へ		
リンク	<a href="https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-de-conteudo/noticias/manual-de-desenhos-industriais-sera-atualizado-no-dia-22-01">https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-de-conteudo/noticias/manual-de-desenhos-industriais-sera-atualizado-no-dia-22-01</a>		
要約	<p>ブラジル産業財産庁 (INPI) は、2026 年 1 月 22 日に「意匠マニュアル」の改訂版を公開する。今回の更新では、登録出願における優先権維持に関する新たな条件が導入される。改訂後は、優先権書類に記載された意匠が国内出願で主張されている内容と無関係であり、かつ正しい書類が法定の 90 日以内に提出されない場合、図面、出願番号、原出願国における出願日を含む有効な優先権書類が法定の 90 日以内に提出されない場合、ブラジルで出願された意匠図面の主張内容が、優先権書類に記載された意匠図面の主張と完全に一致しない場合などに、事前の補正要求なしに優先権喪失が公告される可能性がある。改訂内容の詳細は、1 月 22 日以降、意匠マニュアルのウェブサイト「更新」セクション (<a href="https://manualdedi.inpi.gov.br/projects/manual-de-desenho-industrial/wiki/Atualiza%C3%A7%C3%A9s">https://manualdedi.inpi.gov.br/projects/manual-de-desenho-industrial/wiki/Atualiza%C3%A7%C3%A9s</a>) に掲載される。</p>		

日付	2026 年 1 月 8 日
----	----------------

分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト Jornal de Brasília	※公的機関による発表	YES	NO
タイトル	2025 年の「Gatonet」への包囲の強化後、ブラジルでは海賊版プラットフォームが引き続き停止状態にあり、利用者から不満の声			
リンク	<a href="https://jornaldebrasilia.com.br/noticias/brasil/apos-cerco-ao-gatonet-em-2025-plataformas-piratas-seguem-fora-do-ar-no-brasil-e-usuarios-reclamam/">https://jornaldebrasilia.com.br/noticias/brasil/apos-cerco-ao-gatonet-em-2025-plataformas-piratas-seguem-fora-do-ar-no-brasil-e-usuarios-reclamam/</a>			

日付	2026 年 1 月 10 日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト JOTA	※公的機関による発表	YES	NO
タイトル	AI によって創作された商標と登録上の課題			
リンク	<a href="https://www.jota.info/opiniao-e-analise/colunas/regulacao-e-novas-tecnologias/marcas-criadas-por-ia-e-desafios-do-registro">https://www.jota.info/opiniao-e-analise/colunas/regulacao-e-novas-tecnologias/marcas-criadas-por-ia-e-desafios-do-registro</a>			

日付	2026 年 1 月 11 日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト Consultor Jurídico	※公的機関による発表	YES	NO
タイトル	ファッショントリムの焦点 : パブリックドメインの作品			
リンク	<a href="https://www.conjur.com.br/2026-jan-11/fashion-law-em-foco-obra-em-dominio-publico/">https://www.conjur.com.br/2026-jan-11/fashion-law-em-foco-obra-em-dominio-publico/</a>			
要約	1 月 1 日は伝統的にパブリックドメインの日とされており、この日をもって、多くの知的著作物が著作権による保護期間の満了により、許諾やロイヤルティの支払いなしに自由に利用可能となる。ブラジルにおいて、この原則は 1998 年法律第 9,610 号 (著作権法) 第 41 条に定められている。同条によれば、「著作者の財産的権利は、その死亡の翌年 1 月 1 日から起算して			

70年間存続し、民法上の相続順に従う」とされている。この期間を経過すると、同法第45条本文の規定に基づき、当該作品はパブリックドメインに移行し、著作者人格権を尊重する限りにおいて誰でも利用することができる。ファッション市場において、パブリックドメインは、文化的・歴史的・芸術的参照を糧とする業界にとって、正当なインスピレーション源である。プリント、広告キャンペーン、ファッションショー、ショーウィンドウ、コレクション、コラボレーションにおいて、絵画、映画、音楽、文学の古典作品との対話がしばしば行なわれるためだ。実務上の経験から、予め法的分析を行なった上でパブリックドメイン作品を活用するブランドは、文化遺産を競争優位に転換できていることが示されている。パブリックドメインの戦略的活用には、各国法制の技術的理解、著作権・商標法・競争法の統合的分析、ならびに創作・マーケティング・法務の連携が不可欠である。

日付	2026年1月13日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	ブラジル産業財産庁 (INPI)	※公的機関による発表	YES	NO
タイトル	産業財産官報第2,871号通告セクションの要旨 申請料払戻し手続きの承認・非承認及び知財専門大学院選考結果の公表			
リンク	<a href="https://revistas.inpi.gov.br/pdf/Comunicados2871.pdf">https://revistas.inpi.gov.br/pdf/Comunicados2871.pdf</a>			
要約	産業財産官報 (RPI) 第2,871号では、以下の事項が通告された。 ① 承認・非承認された申請料払戻し手続きの一覧の通告。 ② 知的財産・イノベーション専門大学院の最終選考結果に関する通告。			

日付	2026年1月14日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト Consultor Jurídico	※公的機関による発表	YES	NO
タイトル	特許存続期間調整の行政のメカニズムとブラジル議会のアクションの必要性			

リンク	<a href="https://www.conjur.com.br/2026-jan-14/o-mecanismo-administrativo-de-pta-e-a-necessidade-de-acao-do-parlamento-brasileiro/">https://www.conjur.com.br/2026-jan-14/o-mecanismo-administrativo-de-pta-e-a-necessidade-de-acao-do-parlamento-brasileiro/</a>
要約	<p>2025年11月12日、複数の連邦下院議員により、2025年付法案第5,810号が提出された。同法案は、特許出願の審査と付与において特許権者に帰責しない行政上の遅延が生じた場合に、特許の存続期間を調整する行政上のモデルを創設することを主な目的としている。同法案は、行政遅延によって特許権者が被る不利益を、特許存続期間の補償によって緩和する仕組みとして、米国のPTA制度に構造的な着想を得たものである。同様の制度は、現在、カナダ、メキシコ、チリ、日本、韓国など複数の国において採用されている。ブラジルでは、連邦最高裁判所(STF)が、憲法違反直接訴訟(ADI)第5529号において、産業財産法第40条単一項(特許に最低10年の存続期間を保障する規定)を違憲と判断してから、すでに4年以上が経過している。しかしながら現在に至るまで、ブラジル産業財産庁(INPI)の行政遅延を補償するための具体的な法制度は整備されていない。上記法案は現在、下院における初期審議段階にあり、商工サービス委員会(CICS)及び憲法・司法・市民権委員会(CCJC)での審査を経た後、上院に送付される予定である。同法案は、存続期間調整の上限を5年と定めている一方、その算定起点については明示しておらず、将来的に特許制度の予見可能性を損なう恐れがある。また、行政遅延に関するINPIと特許権者の責任分界についても、明確な基準は示されていない。</p>

日付	2026年1月14日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト CGN	※公的機関による発表	YES	NO
タイトル	ブラジル国税庁、2025年にParaná州及びSanta Catarina州で15億レアル超相当の物品を押収			

リンク	<a href="https://cgn.inf.br/noticia/2019478/receita-federal-apreende-mais-de-r-15-bilhao-em-mercadorias-em-2025-no-parana-e-santa-catarina">https://cgn.inf.br/noticia/2019478/receita-federal-apreende-mais-de-r-15-bilhao-em-mercadorias-em-2025-no-parana-e-santa-catarina</a>		
-----	---	--	--

日付	2026年1月15日		
分野	特許関連	商標関連	意匠関連
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連
出典	通信省	※公的機関による発表	YES NO
タイトル	ブラジル、2025年にデジタル海賊版対策を強化し、数億レアル規模の押収と最大800万人の違法利用者を把握		
リンク	<a href="https://www.gov.br/mcom/pt-br/noticias/2026/janeiro/brasil-intensifica-combate-a-pirataria-digital-em-2025-com-apreensao-milionaria-e-mapeamento-de-ate-8-milhoes-de-usuarios-clandestinos">https://www.gov.br/mcom/pt-br/noticias/2026/janeiro/brasil-intensifica-combate-a-pirataria-digital-em-2025-com-apreensao-milionaria-e-mapeamento-de-ate-8-milhoes-de-usuarios-clandestinos</a>		
要約	<p>ブラジル政府は、2025年にデジタル海賊版対策を強化した。通信省に所属する国家通信庁（Anatel）による取締り活動の強化により、国内で違法に提供されていたテレビサービスに使用されていた機器として、1億6,600万レアル（約48億1,400万円）超相当が押収された。技術インフラのデータ、経済分析、サンプル調査及び正規市場との比較を組み合わせた分析に基づく同庁の推計によると、ブラジルでは約400万～600万人が違法なIPTVサービスを恒常的に利用しているとされている。さらに、アカウント共有や一時的な利用者を含めた場合、その数は700万～800万人に達する可能性がある。違法なIPTVや海賊版有料テレビサービスの利用により、正規市場は多額の売上を失っている。現在の推計によると、その額は年間15億～20億レアル（約435～580億円）に相当するとされ、これは、月額70～100万レアル（約2,030～2,900円）の正規契約料を支払っていない、約400万～600万人の利用者を前提とした試算である。違法製品の消費は、ブラジルの通信産業に直接的な影響を与えている。海賊版行為は、ビジネス環境及び国内市場に対する信頼を弱体化させ、法的安定性を損ない、外国投資の誘致を低下させる要因となりうる。さらに生産部門においても、エンジニアリン</p>		

	グ、顧客対応、運用部門などの直接雇用の減少を招き、熟練労働力に影響を与えるとともに、国の経済発展を遅らせる要因となる。
--	---

日付	2026年1月16日		
分野	特許関連	商標関連	意匠関連
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連
出典	連邦高等裁判所 (STJ)	※公的機関による発表	YES <input checked="" type="checkbox"/> NO <input type="checkbox"/>
タイトル	第四小法廷、Ozempic 及び Rybelsus の特許期間延長を認めず		
リンク	<a href="https://www.stj.jus.br/sites/portalp/paginas/comunicacao/noticias/2026/12012026-quarta-turma-nao-permite-prorrogacao-de-patentes-do-ozempic-e-do-rybelsus.aspx">https://www.stj.jus.br/sites/portalp/paginas/comunicacao/noticias/2026/12012026-quarta-turma-nao-permite-prorrogacao-de-patentes-do-ozempic-e-do-rybelsus.aspx</a>		
要約	<p>連邦高等裁判所 (STJ) 第四小法廷は、2型糖尿病の治療及び体重管理に通常処方されている医薬品である Ozempic と Rybelsus の特許存続期間の延長を認めないと判断を下した。本件の原審では、デンマーク企業である Novo Nordisk 社及び Novo Nordisk Farmacêutica do Brasil Ltda.社が、ブラジル産業財産庁 (INPI) を被告として提訴し、当該特許の審査手続における行政遅延の認定と、それを理由とする特許期間の延長を求めていた。原審および控訴審はいずれも請求を棄却した。その理由として、連邦最高裁判所 (STF) が違憲直接訴訟第 5529 号において示した判断以降、発明特許の存続期間が INPI への出願日から 20 年であり（1996 年法律第 9,279 号第 40 条本文による）、行政審査の遅延を理由とする司法による期間延長は認められないとの理解が確立した点を挙げた。その上で、STF の判断が拘束力を有していること、ならびに行政遅延を理由とした特許期間の個別調整について、ブラジル法にはいまだ明確な法的基準が存在しないことから、司法が事案ごとに判断を行うことはできないと結論付けた。「現行のブラジル法制には、INPI の行政手続における遅延を補償するための、特許存続期間の個別調整に関する明文規定は存在しない」として、特別上告を棄却した。</p>		

日付	2026年1月20日
----	------------

分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	ブラジル産業財産庁 (INPI)	※公的機関による発表	YES	NO
タイトル	産業財産官報第 2,872 号通告セクションの要旨 2026 年の地域祝日・任意休業日の公表及び産業財産開発プログラム研究奨学生公募の実施			
リンク	<a href="https://revistas.inpi.gov.br/pdf/Comunicados2872.pdf">https://revistas.inpi.gov.br/pdf/Comunicados2872.pdf</a>			
要約	産業財産官報 (RPI) 第 2,872 号では、以下の事項が通告された。 ① 2026 年におけるブラジル産業財産庁 (INPI) 本部及び各地方機関に適用される地域祝日および任意休業日の公表。 ② 産業財産開発プログラム (PDPI) に基づく研究奨学金公募の実施に関する通告。			

日付	2026 年 1 月 20 日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト Consultor Jurídico	※公的機関による発表	YES	NO
タイトル	メルコスール・EU 協定はブラジルにおける特許出願を増加させる見通し			
リンク	<a href="https://www.conjur.com.br/2026-jan-20/acordo-mercosul-ue-dever-aumentar-os-pedidos-de-patentes-no-brasil/">https://www.conjur.com.br/2026-jan-20/acordo-mercosul-ue-dever-aumentar-os-pedidos-de-patentes-no-brasil/</a>			

日付	2026 年 1 月 20 日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト Panorama Farmaceutico	※公的機関による発表	YES	NO
タイトル	INPI、特許出願件数の過去最高を記録			
リンク	<a href="https://panoramafarmaceutico.com.br/inpi-registra-alta-historica-na-solicitacao-de-patentes/">https://panoramafarmaceutico.com.br/inpi-registra-alta-historica-na-solicitacao-de-patentes/</a>			

日付	2026年1月22日		
分野	特許関連	商標関連	意匠関連
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連
出典	ブラジル産業財産庁 (INPI)	※公的機関による発表	YES NO
タイトル	INPI、著名商標の認定において複数の登録番号の指定を可能に		
リンク	<a href="https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-de-conteudo/noticias/inpi-permitira-indicacao-de-mais-de-um-registro-para-reconhecimento-de-alto-re nome">https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-de-conteudo/noticias/inpi-permitira-indicacao-de-mais-de-um-registro-para-reconhecimento-de-alto-re nome</a>		
要約	<p>ブラジル産業財産庁 (INPI) は、著名商標の認定手続きにおける改善を行うこととした。これにより、申請のベースに複数の商標登録を指定することが可能となる。この変更は、2022年付 INPI/PR 省令第8号の改正として2026年3月に実施される予定であり、また商標マニュアルについても、2026年6月に改訂が行われる予定である。今回の改善の主なポイントとして、指定される全ての登録が有効期間中であり、かつ同一の商標標章に対応している必要があること、追加の登録については著名商標認定申請書に添付する特定の宣誓書により申告されなければならず、その様式は INPI が提供するモデルに基づくものとすること、立証のために提出される市場調査において、自発的想起及び助成想起の回答に、指定された全ての登録に対応する商品もしくは役務を含めることができること、著名商標としての認定が行われた場合の証明書には、電子申請フォームで指定された1件の登録のみが記載され、宣誓書により申告された他の登録番号は著名商標認定書にのみ記載されること、著名商標認定のベースとして使用された登録のいずれかが消滅もしくは無効となった場合、当該著名商標の効力は失効することなどが含まれる。また、以下の電子メールにて本提案に関する意見および提案などを2月6日まで受け付けている。</p> <p><a href="mailto:relacionamento.marcas@inpi.gov.br">relacionamento.marcas@inpi.gov.br</a></p>		

日付	2026年1月22日
----	------------

分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト Metrópoles	※公的機関による発表	YES	NO
タイトル	Ibrachina のオーナー一族は、過去に São Paulo 州で海賊版行為を主導していたとして告発されていた			
リンク	<a href="https://www.metropoles.com/columnas/demetrio-vecchioli/familia-dona-do-ibrachina-ja-foi-acusada-de-comandar-pirataria-em-sp">https://www.metropoles.com/columnas/demetrio-vecchioli/familia-dona-do-ibrachina-ja-foi-acusada-de-comandar-pirataria-em-sp</a>			

日付	2026年1月23日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト Tribuna de Minas	※公的機関による発表	YES	NO
タイトル	ブラジルは、違法テレビサービス対策における著しい取組みにより FBI の注目を集めている			
リンク	<a href="https://tribunademinas.com.br/columnas/maistendencias/brasil-fica-na-mira-do-fbi-por-impressionante-combate-ao-gatonet/">https://tribunademinas.com.br/columnas/maistendencias/brasil-fica-na-mira-do-fbi-por-impressionante-combate-ao-gatonet/</a>			

日付	2026年1月27日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	ブラジル産業財産庁 (INPI)	※公的機関による発表	YES	NO
タイトル	産業財産官報第2,873号通告セクションの要旨 特許等の審査処理コード説明の更新及びINPI規則アジェンダの承認など			
リンク	<a href="https://revistas.inpi.gov.br/pdf/Comunicados2873.pdf">https://revistas.inpi.gov.br/pdf/Comunicados2873.pdf</a>			
要約	産業財産官報 (RPI) 第2,873号では、以下の事項が通告された。 ① ブラジル産業財産庁 (INPI) 特許・コンピュータプログラム・集積回路利用権局による、2026年1月27日付での審査処理コードの説明内容の更新に関する通告。			

	② 2026～2028 年の 3 カ年を対象とする同序の規則アジェンダを承認する 2026 年 1 月 22 日付省令 INPI/PR 第 49 号の公布。 ③ 不使用取消請求に関する規定を改正した 2026 年 1 月 19 日付省令 INPI/PR 第 48 号の公布。
--	--

日付	2026 年 1 月 27 日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト O Estado de São Paulo	※公的機関による発表	YES	NO
タイトル	メルコスール・EU 協定：欧州で模倣できなくなるブラジル製品は何か			
リンク	<a href="https://agro.estadao.com.br/economia/acordo-mercosul-ue-quais-produtos-brasileiros-nao-poderao-ser-imitados-na-europa">https://agro.estadao.com.br/economia/acordo-mercosul-ue-quais-produtos-brasileiros-nao-poderao-ser-imitados-na-europa</a>			

日付	2026 年 1 月 27 日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト Panorama Farmaceutico	※公的機関による発表	YES	NO
タイトル	オゼンピックの特許満了が法廷での争点に			
リンク	<a href="https://panoramafarmaceutico.com.br/fim-da-patente-do-ozempic-pauta-disputa-nos-tribunais/">https://panoramafarmaceutico.com.br/fim-da-patente-do-ozempic-pauta-disputa-nos-tribunais/</a>			

日付	2026 年 1 月 27 日			
分野	特許関連	商標関連	意匠関連	
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連	
出典	サイト G1	※公的機関による発表	YES	NO
タイトル	年間 500 万レアルを動かし高級車を購入した「Gatonet」スキームの首謀者に有罪判決			

リンク	<a href="https://g1.globo.com/tecnologia/noticia/2026/01/27/chefe-de-esquema-de-gatonet-condenado.ghtml">https://g1.globo.com/tecnologia/noticia/2026/01/27/chefe-de-esquema-de-gatonet-condenado.ghtml</a>		
-----	---	--	--

日付	2026年1月28日		
分野	特許関連	商標関連	意匠関連
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連
出典	ブラジル産業財産庁 (INPI)	※公的機関による発表	YES NO
タイトル	INPI、2026～2028年期間の規則アジェンダを公表		
リンク	<a href="https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-de-conteudo/noticias/inpi-divulga-sua-agenda-regulatoria-para-o-periodo-2026-2028">https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-de-conteudo/noticias/inpi-divulga-sua-agenda-regulatoria-para-o-periodo-2026-2028</a>		
要約	<p>ブラジル産業財産庁 (INPI) は、2026～2028年の3年間を対象とする規則アジェンダを承認する2026年付省令第49号を公布した。パブリックコメント及び意見募集を通じて検討が行われる予定のテーマとして、商標マニュアルにおける「商標ファミリー」の概念導入（2026年下半期）、意匠登録の可能性の拡充（2026年下半期）、代理人の活動に関する指針の更新（2026年及び2027年）が挙げられている。また、規則影響分析及び規則結果評価を伴うテーマとして、商標審査の優先区分に関する規定の再評価（2026年下半期）、スローガンの商標登録を認めた規範改正の評価（2028年下半期）、後天的識別性の審査プロセスを導入した規範改正の評価（2028年下半期）、技術契約の注記及び登録に関する行政手続の更新の評価（2027年上半期）、技術契約の注記及び登録に関する審査指針の更新の評価（2028年上半期）などが掲げられている。</p>		

日付	2026年1月29日		
分野	特許関連	商標関連	意匠関連
	その他知財関連	エンフォースメント	政府関連
出典	連邦下院議会	※公的機関による発表	YES NO
タイトル	長期間にわたり異議なく使用してきた商標について使用権を保障する法案		

リンク	<a href="https://www.camara.leg.br/noticias/1241211-projeto-garante-direito-de-uso-de-marca-apos-utilizacao-prolongada-sem-oposicao/">https://www.camara.leg.br/noticias/1241211-projeto-garante-direito-de-uso-de-marca-apos-utilizacao-prolongada-sem-oposicao/</a>
要約	連邦下院に提出された 2025 年付法案第 512 号は、産業財産法を改正し、正式な登録が行われていない場合であっても、長期間にわたり商標を使用してきた者を保護することを目的としている。同法案は、登録商標の権利者による異議申立てが行われていない場合において、当該商標を使用してきた事業者が、その営業名称の使用を継続することを認める内容。法案によれば、この使用権は、両当事者の事業所所在地の間に大きな地理的距離が存在し、かつ登録商標の権利者が権利行使を遅滞していた場合に認められるとされている。また、当該名称の使用が登録商標の権利者に経済的損害を与えていないことを立証する必要があると規定されている。同法案の提出者である Jonas Donizette 下院議員 (PSB 党、São Paulo 州選出) は、本措置が特に零細企業及び小規模事業者の保護を目的としていると説明する。同議員によれば、多くの小規模事業者が特定の都市において長年にわたり商標を使用し、地域社会に定着しているにもかかわらず、実際には当該地域で事業活動を行っていない大企業が先に商標登録を行っていることを理由に、当該名称を失う危険にさらされていると述べた。同法案は現在下院において審議中。

---



---

ブラジル知的財産ニュース（週報）はブラジルの知的財産に関する最新状況をタイムリーにお伝えするため、日系企業駐在員などの皆様に無料でお配りしています。日本本社の知的財産担当部署と定期的なコミュニケーションを持つきっかけ作りなどに是非ご活用ください。

なお、新聞社等の著作権に触れるおそれがありますので、公的機関以外の記事等の要約は掲載しておりません。予めご了承ください。

ご意見・ご質問・ご感想がございましたら、下記までご連絡下さい。

(独)日本貿易振興機構 (JETRO) サンパウロ事務所 知的財産権部

Alameda Santos, 771 Primeiro Andar, Jardim Paulista, CEP 01419-001, São Paulo -SP, BRASIL  
TEL: +55-11-3141-0788, FAX: +55-11-3253-3351  
E-MAIL: [SAO\\_ipr@jetro.go.jp](mailto:SAO_ipr@jetro.go.jp)

発行人：JETROサンパウロ事務所 知的財産権部（特許庁委託事業）

免責事項：要約結果は出典原文の意図から相違が生じ得ます。JETRO はご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。本文を通じて皆様に提供した情報により不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いません。

---